

杉並区における今後の文化・芸術  
活動助成のあり方について

答 申

平成25年1月

杉並区文化・芸術振興審議会

## 目次

I	文化・芸術活動助成制度の現状と課題	1
1	助成対象について	
2	助成制度の分かりやすさ、公正性について	
3	助成の効果・評価について	
II	今後の助成制度の方向性	2
1	助成目的の見直し	
2	助成プログラムの多様化	
3	助成条件の変更	
(1)	助成申請者・実施地域	
(2)	助成対象事業	
(3)	助成対象期間	
(4)	助成限度額・助成率	
III	助成制度の評価と周知	4
1	助成制度の評価	
2	助成制度の周知	
IV	よりよい助成制度に向けて	5
	資料	
1	杉並区文化・芸術振興審議会条例	9
2	諮問文	11
3	審議会の検討経過	12
4	杉並区文化・芸術振興審議会委員名簿	13

# I 文化・芸術活動助成制度の現状と課題

## 1 助成対象について

- 杉並区の文化・芸術活動への助成は、平成24年3月に解散した「杉並区文化協会」が実施していたが、その助成方針は、区民、団体が行う多様な文化・芸術活動に、幅広く助成の支援を行き渡らせることであった。
- 区民が多様な文化・芸術活動を鑑賞する機会を増やすといった役割では、一定の評価が認められると言える。
- ただし、助成事業の中には、単に発表の機会を援助するような事業も見受けられ、創造性や革新性が十分に発揮されているとはいえない事業があるなど、区民の理解や共感を得られていない懸念もあった。

## 2 助成制度の分かりやすさ、公正性について

- 助成経費を算定するにあたり、助成対象経費、助成対象外経費などが細かく規定され、申請時や決算報告の事務が煩雑となっており、分かりやすい経費分類に整理していく必要がある。
- 演出料、舞台監督料、衣装費、照明費などの経費は、申請者によって計上する金額に大きな多寡が生じる場合がある。妥当な金額を捉えることが難しい経費であり、申請者の恣意性に左右されやすい一面がある。

## 3 助成の効果・評価について

- これまでの助成制度では、基本的に書面による結果報告の提出に基づき、事業の完了を確認していた。主催団体等の自己評価による参加者の反響、内容等の評価記載を求めているものの、文書情報だけでは、助成したことが事業にどのように役に立ったのかが分かりにくい面があった。
- 具体的に助成が事業のどの部分で役に立ち、どのような効果があったか、また、事業全体が参加者にどのような影響を与えたかなど、助成の評価の仕組みが体系化されていないという問題があった。

## Ⅱ 今後の助成制度の方向性

### 1 助成目的の見直し

- 文化・芸術活動は、豊かな人間性や感性を育む礎であると同時に、創造性の発露が人々を惹きつけ、地域社会に活力を生むものである。区民福祉の向上のためにも、引き続き多様な文化・芸術活動の振興を図っていくことが求められる。このため、創造的、意欲的な文化活動への支援や、区民が質の高い文化・芸術に触れる機会の充実を図るべきである。
- 文化・芸術活動の多様性を前提とした上で、今後の助成制度では、助成を受けることではじめて達成できる項目や、内容を充実できる活動へ重点を置いた助成や、次代を担う子どもたちを中心に地域と連携するような活動への助成へと制度を再構築していくべきである。

### 2 助成プログラムの多様化

- 文化・芸術活動者の多様なニーズに対応し、今後の区内の文化・芸術活動を支援、創出していくためにも、これまでの広く一般区民等に公開され、文化・芸術の創造に資する事業の助成に加え、新しい助成プログラムを用意する必要がある。
- 例えば、一定のテーマに対応した創出・提案型の応募形態をとった「企画提案型助成」や、国内外で活躍する優秀な区民の文化・芸術活動を支援、育成する「人材育成型助成」などが考えられる。
- 企画提案型助成を有効に活用すれば、これまであまり目に触れられることがなかった活動にも区民の関心が寄せられたり、区として一層充実させたい活動の振興が図られたりするなど、文化の裾野が広がることが期待される。また、企画提案の申し込みを通じて、事業における区民の企画力、発信力が高まり、助成の効果がより目に見えるようになると考えられる。
- 人材育成型助成を通じて、国内外で活躍する優秀な区民の文化・芸術活動を支援、育成することも必要である。例えば、これからの飛躍が期待されるアーティストなどが海外での有名コンクールや国内での全国規模のコンクール、大会に出場する際、参加費相当等の一部を助成することが考えられる。小額の助成であっても、伸び盛りのアーティストの活動状況を把握することができ、文化区杉並の発信力の強化にもつなげることができる。

### 3 助成条件の変更

#### (1) 助成申請者・実施地域

- 助成申請を受けるに当たっては、区内の活動者が区内で実施する事業に対して助成する基本姿勢を堅持することが望ましい。ただし、今後は、杉並区の文化イメージの向上に大きな貢献が認められるなど、条件によっては区内団体の区外での活動や、区外団体の区内での事業も助成事業として認める方向性について検討していくことも必要である。

#### (2) 助成対象事業

- 従前の制度では、助成対象事業は「広く一般区民等に公開され、文化・芸術の創造に資する事業」と規定されていた。今後は、従前の助成に加え、助成目的をより広い視野でとらえ、杉並の魅力を高める質の高い文化・芸術活動や、区民が参加・体験し、地域への波及効果が高い事業を助成の中心に据えることが望ましい。このため、前述の新しい助成プログラムを加え、多様なニーズに応える厚みのある助成制度にしていくべきである。
- 審査においても、文化・芸術活動の「質」や「地域への波及効果」に重点を置き、助成目的に沿った活動を採択する方向にすべきである。多くの助成事業を募った上で、助成効果が大きいと見込まれる助成すべき事業、助成効果があり見込めない助成しない事業を的確に審査していくことが肝心である。審査にメリハリをつけることによって、申請者側の意識や助成事業の質を高めることになると考える。
- 助成の申請に添付する資料には、過去の公演資料等に加え、できる限り客観的に審査できる参考資料の提出を求めていくべきである。
- 芸術的事業だけでなく、区民の暮らしに身近な文化を発掘するような生活文化にも光を当て、暮らしの中の文化活動についても助成すべきである。しかし、地域のお祭りや行事などと混同しないように、事業の主な目的が文化・芸術の振興となっているかどうか慎重に判断することが望ましい。
- 区が実施している他の助成等の制度で、文化活動を助成対象の一部に取り入れているものには、NPO 支援基金、次世代育成基金、長寿応援ファンド、まちの絆向上事業助成などがあり、資金面での支援方策の拡充が図られてきているが、各制度の目的・役割を明確にする意味でも、従前どおり他の助成制度との重複助成については対象外とするべきである。

#### (3) 助成対象期間

- 助成事業の成果が現れるように、継続的な支援も大切である。これまで2年連続までしか認められなかった助成対象期間については見直しを図ることとし、助成事業が地域に根付く制度づくりが望ましいと考える。ただ

し、助成申請者が助成金に頼りきることをしないよう、自立を阻害することのない制度設計とすべきである。

#### (4) 助成限度額・助成率

- 従前の助成制度では、助成額は計算式で求められ、具体的な助成金の使途や効果を申請者から明示してもらったものではなかった。新しい制度では、申請事業において何を助成して欲しいのか、助成を受けることで何ができるのか、どのような点がよくなるのかを明らかにしてもらい、助成とその効果がリンクするよう改善を図るべきである。
- 新しい助成制度の関心を高め、応募のインセンティブを高めるために、企画提案型助成の限度額は増額を行うなど、重点的に助成を行うことも一つの方法と考えられる。
- 助成の限度額については、これまで助成対象経費の2分の1を助成の上限とする枠組みがあった。今後は、事業内容に応じ、重点的に育成支援すべき活動や、一層の充実した取り組みが見込まれる活動に対しては、これまでの助成限度額にとらわれず、活動状況に応じた柔軟な設定を行うことも必要である。
- 高額助成となる案件では、書類審査だけでなく、よりの確な審査の方法を取り入れて審査にあたることの検討も必要である。

### III 助成制度の評価と周知

#### 1 助成制度の評価

- 新しい助成制度の導入にあたっては、助成事業を評価し、次の審査の判断材料にすることができるPDCA（計画・実行・検証・改善）サイクルの導入を検討すべきである。助成事業が区民の支持を得て、継続的な実施につながるものである。
- そのためにも、報告書の提出のみならず、助成事業の実態を把握するために、現場確認をして評価することが重要である。専門家による確認が望ましいが、区民目線による評価や感想などを積極的に取り入れることも一つの評価方法である。まず、職員が現地を確認する体制を整えることから始め、区民のボランティアや、すぎなみ地域大学において評価人材を徐々に育成し、評価活動に参加していただくことも有効である。

## 2 助成制度の周知

- 区が文化・芸術活動への助成を積極的に行っていることを広く区民に知ってもらうために、助成制度の存在を一目で分かるようにするものとして、親しみやすいロゴマークを作成し周知を行うなどの工夫も必要である。
- 説明会の実施など、募集段階から積極的な周知を図るとともに、助成対象者同士の交流会や成果発表会等の小さなイベントを行うことで、助成制度を周知させることも効果があると考えられる。

## IV よりよい助成制度に向けて

当審議会では、諮問事項である「文化・芸術活動の助成のあり方」について、文化区杉並にふさわしい制度となるよう審議を行ってきた。

創造的な文化・芸術活動を高め、また、区民が優れた文化・芸術活動に触れるとともに、文化・芸術活動に関わり参加していくことを効果的に支援するための助成のあり方について、多角的に検討し、答申に至った。

本答申に基づく新たな助成制度については、区の文化・芸術活動の質的向上と地域への広がりが図られることを期待するものである。

なお、今後、より充実した制度とするためにも、新たな助成制度の運用状況を検証・評価し、概ね3年ごとにはこれを見直しながら改善していくことが望まれる。

## 資 料

- 1 杉並区文化・芸術振興審議会条例
- 2 諮問文
- 3 審議会の検討経過
- 4 杉並区文化・芸術振興審議会委員名簿

# 1 杉並区文化・芸術振興審議会条例

平成 24 年 3 月 22 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 文化・芸術の振興に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区文化・芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 文化・芸術の振興に関する重要な事項
- (2) 文化・芸術の振興に係る活動に対する助成に関する事項

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

- (1) 文化・芸術活動関係者 6 人以内
- (2) 学識経験者 2 人以内
- (3) その他区長が適当と認める者 4 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 審議会に副会長 1 人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第 6 条 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第 3 条第 1 項に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

第7条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

## 2 諮問文

24 杉並第 18107 号  
平成 24 年 7 月 3 日

杉並区文化・芸術振興審議会  
会 長 様

杉並区長 田 中 良

### 文化・芸術活動の助成のあり方について(諮問)

杉並区文化・芸術振興審議会条例（平成 24 年杉並区条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、文化・芸術の振興に係る活動に対する今後の助成のあり方について調査審議し、答申するよう諮問します。

### 3 審議会の検討経過

開催日	会議	主な議事
平成 24 年 7 月 3 日	第 1 回審議会	委員委嘱、会長選出、副会長指名、今後の進め方、部会の設置について
平成 24 年 8 月 28 日	第 1 回審議会部会	各区助成制度、助成見直し案について
平成 24 年 10 月 11 日	第 2 回審議会	今後の助成制度について
平成 24 年 11 月 12 日	第 2 回審議会部会	答申構成、答申たたき台について
平成 24 年 12 月 17 日	第 3 回審議会	答申案について

#### 4 杉並区文化・芸術振興審議会委員名簿

No.	氏名	所属等	備考
1	いしざわ しゅうじ 石澤 秀二	演劇評論家	
2	うえはら いちろう 上原 一郎	PFI 杉並公会堂株式会社 取締役	
3	さとう まこと 佐藤 信	演出家、杉並芸術会館(座・高円寺)芸術監督	
4	たなべ みのる 田邊 稔	財団法人日本フィルハーモニー交響楽団 理事・相談役	
5	なみかわ えみこ 並河 恵美子	NPO 法人芸術資源開発機構 代表	
6	はなやぎ たくべい 花柳 琢兵衛	杉並区文化団体連合会 会長	
7	うちやま ひろこ 内山 博子	女子美術大学芸術学部 教授	審議会副会長
8	そた しゅうじ 曾田 修司	跡見学園女子大学マネジメント学部 教授	審議会会長
9	しむら まさゆき 志村 正之	東京商工会議所杉並支部 副会長	
10	すま かつえ 須磨 佳津江	キャスター	
11	たにはら ひろこ 谷原 博子	地域コーディネーター	

杉並区における今後の文化・芸術  
活動助成のあり方について

答 申

杉並区文化・芸術振興審議会

登録印刷物番号

24-0083

平成 25 年 1 月発行

編集・発行 杉並区区民生活部文化・交流課  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号  
電話 (03) 3312-2111